この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断複製・転載を禁じます。

企　業　法

【科目別講評】

今回の令和６年第Ⅰ回短答式試験は，20問中Ａ評価が16問，Ｂ評価が２問，Ｃ評価が２問である。「Ａ」評価というのは「必ず正解に達すべき問題」，「Ｂ」評価は「通常の理解をしていれば正解となり得る問題」で，半分は正解する必要がある問題，「Ｃ」評価は「細かい知識を要する難問」で，落としても合否に影響しない問題である。よって，企業法の合格ラインは85点となる。

	【配点】	【難易度】	【出題内容】
問題 1	５点	Ａ	商人
問題 2	５点	Ａ	商行為
問題 3	５点	Ａ	発起人
問題 4	５点	Ｃ	株式会社の設立
問題 5	５点	Ａ	種類株式
問題 6	５点	Ａ	現物出資
問題 7	５点	Ａ	株券
問題 8	５点	Ａ	機関
問題 9	５点	Ａ	株主総会
問題10	５点	Ａ	株主総会
問題11	５点	Ｂ	代表取締役
問題12	５点	Ａ	取締役会
問題13	５点	Ａ	監査等委員会設置会社
問題14	５点	Ａ	会計帳簿及び計算書類等
問題15	５点	Ｂ	合同会社
問題16	５点	Ａ	社債
問題17	５点	Ａ	吸収合併
問題18	５点	Ａ	株式移転

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断複製・転載を禁じます。

問題19	５点	Ｃ	金融商品取引法上の金融商品
問題20	５点	Ａ	目論見書

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断複製・転載を禁じます。

問題 1　正解 4　　難易度 A

【出題内容】

商人

【解　説】

ア．**誤**　商人が支配人を選任したときは，その登記をしなければならない。支配人の代理権の消滅についても，同様とする（商法22条）。

イ．**正**　商人の行為はその営業のためにするものと推定される（商法503 条２項）。

ウ．**正**　営業を譲り受けた商人が譲渡人の商号を引き続き使用する場合には，当該譲渡人の営業によって生じた債権について，当該商人にした弁済は，弁済者が善意でありかつ重大な過失がないときは，その効力を有する（商法17条４項）。

エ．**誤**　鉱業を営む者は，商行為を行うことを業としない者であっても，商人とみなされる（擬制商人。商法４条２項）。

以上より，正しいものはイとウであることから，正解は４となる。

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断複製・転載を禁じます。

問題 2　正解 5　　難易度 A

【出題内容】

商行為

【解　説】

ア．**誤**　商人がその営業の部類に属する契約の申込みを受けた場合において，その申込みとともに受け取った物品があるときは，その申込みを拒絶したときであっても，申込者の費用をもってその物品を保管しなければならないのが原則である（商法510 条本文）。

イ．**正**　商行為の代理人が本人のためにすることを示さないでこれをした場合であっても，その行為は，本人に対してその効力を生ずる（＝非顕名主義。商法504 条本文）。ただし，相手方が，代理人が本人のためにすることを知らなかったときは，代理人に対して履行の請求をすることを妨げない（商法504条 ただし書）。そして，商法504 条ただし書について，判例は，「本人と相手方との間には，すでに同条本文の規定によって，代理に基づく法律関係が生じているのであるが，相手方において，代理人が本人のためにすることを知らなかったとき（過失により知らなかったときを除く）は，相手方保護のため，相手方と代理人との間にも右と同一の法律関係が生ずるものとし，相手方は，その選択に従い，本人との法律関係を否定し，代理人との法律関係を主張することを許容したものと解するのが相当である」としている（最判昭43．4．24）。

ウ．**誤**　民法では，受任者は特約がなければ，無報酬なのが原則である（民法648 条１項，656 条，665 条）。これに対し，商法は，商人が，その営業の範囲内において他人のためにある行為をしたときは，特約がなくても，相当の報酬を請求できる（商法512 条）。

エ．**正**　商人間の売買が定期売買の場合（売買の性質または当事者の意思表示により特定の日時または一定の期間内に履行しなければ契約の目的を達成できない場合）に，当事者の一方が履行しないでその時期を経過したときは，相手方が直ちに履行を請求しない限り，契約の解除をしたものとみなされる（商法525 条）。

以上より，正しいものはイとエであることから，正解は５となる。

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断複製・転載を禁じます。

問題 3　正解 6　　難易度 A

【出題内容】

発起人

【解　説】

ア．**誤**　設立時募集株式の引受人は，払込みの期日または期間内（58条１項３号）に，発起人が定めた銀行等の払込みの取扱いの場所において，それぞれの設立時募集株式の払込金額の全額の払込みを行わなければならない（63条１項）。この銀行等の払込みの取扱いの場所の変更に関して，裁判所の許可を得なければならないとの規定はない。

イ．**誤**　発起人のうち出資の履行をしていないものがある場合には，この者に対して２週間の猶予期間を設けた失権予告付催告（＝期日を定めた上で，その期日までに履行をしなければならない旨を通知する）をし（36条１項２項），その期日までに履行がないと，その発起人は株主となる権利を失うことになる（36条３項）。発起人が失権するのみであり，本記述のような規定はない。

ウ．**正**　発起人は，設立時募集株式の引受けの申込みをしようとする者に対して，設立時募集株式に関する事項等を通知しなければならない（59条１項柱書）。ただし，設立時募集株式を引き受けようとする者がその総数の引受けを行う契約を締結する場合（総数引受け）には，当該規制は適用されない（61条）。

エ．**正**　発起人・設立時取締役・設立時監査役は，会社の設立について任務懈怠があった場合は，会社に対して，損害賠償責任を負う（53条１項）。この責任は，総株主の同意がなければ免除できない（55条）。

以上より，正しいものはウとエであることから，正解は６となる。

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断複製・転載を禁じます。

問題 4　正解 6　　難易度 C

【出題内容】

株式会社の設立

【解　説】

ア．**誤**　誰にいくら割り当てるかは，発起人の自由である（割当て自由の原則。60条１項前段）。したがって，発起人は，当該申込者に割り当てる設立時募集株式の数を，申込み数より減少してもよい（同条１項後段）。

イ．**誤**　本記述のような規定はない。

ウ．**正**　現物出資は変態設立事項に該当するため，原始定款に記載・記録しなければ成立後の会社に対して効力を生じない（28条柱書１号）。したがって，発起設立の場合において，定款について公証人の認証を受けた後，発起人から，金銭の出資に代えて自己が所有する不動産を出資したい旨の申出があったときに，発起人の全員の同意をもって当該定款を変更して，当該発起人の出資の目的を金銭ではなく当該不動産にすることはできない。

エ．**正**　種類株式発行会社が株式交換をする場合で，かつ，ある種類株式の種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは，原則として，その種類株主総会の特別決議が必要となるが（322 条１項11号，324 条２項４号），その種類株式の内容として，種類株主総会決議不要の定款規定を設けることができる（322 条２項）。そして，設立しようとする会社が種類株式発行会社である場合において，ある種類の株式について 322条２項の規定による定款の定めを設けようとするときは，当該各号の種類の設立時発行株式の設立時種類株主全員の同意を得なければならない（99条２号）。

以上より，正しいものはウとエであることから，正解は６となる。

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断複製・転載を禁じます。

問題 5　正解 4　　難易度 A

【出題内容】

種類株式

【解　説】

ア．**誤**　株式会社は，種類株式として株主総会・取締役会等の決議事項のうち当該決議のほか当該種類の種類株主総会の決議が必要であると定められた株式を発行することができる（108 条１項８号）。

イ．**正**　取締役・監査役選任権付種類株式（108 条１項９号２項９号）は，ある種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役または監査役を選任することができる種類株式である。会計参与の選任については当該種類株式のような規定はない。

ウ．**正**　非公開会社は，定款に定めを置けば，105 条１項各号に掲げる権利に関する事項について，株主ごとに異なる取扱いを行うことができる（109 条２項）。

エ．**誤**　本記述のような規定はない。

以上より，正しいものはイとウであることから，正解は４となる。

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断複製・転載を禁じます。

問題 6　正解 1　　難易度 A

【出題内容】

現物出資

【解　説】

ア．**正**　現物出資財産について定款に記載・記録された価額の総額が500 万円を超えない場合には，検査役の調査は不要である（207 条９項２号）。

イ．**正**　現物出資財産のうち，市場価格のある有価証券について取締役会決議等で定められた価額が当該有価証券の市場価格として法務省令で定める方法により算定されるものを超えない場合には，検査役の調査は不要である（207 条９項３号）。

ウ．**誤**　現物出資財産等について定款で定めた価額が相当であるとの弁護士等の専門家の証明がある場合には，検査役の調査を受ける必要はない（207 条９項４号）。ただし，現物出資財産等が不動産である場合，検査役の調査が免除されるためには，弁護士等の証明および不動産鑑定士の鑑定評価が必要である（207 条９項４号かっこ書）。

エ．**誤**　現物出資財産が会社に対する金銭債権（弁済期が到来しているものに限る）であって，当該金銭債権について取締役会決議等で定められた価額がその金銭債権に係る負債の帳簿価額を超えない場合には，検査役の調査は不要である（207 条９項５号）。

以上より，正しいものはアとイであることから，正解は１となる。

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断複製・転載を禁じます。

問題 7　正解 6　　難易度 A

【出題内容】

株券

【解　説】

ア．**誤**　株券不所持制度とは，株券発行会社における株式について，株主が株券の所持を希望しない旨を申し出た場合は，会社は株主名簿に株券を発行しない旨を記載・記録して株券を発行しないでおくことができる制度をいう（217 条）。株主が，株式会社に対し，株券の所持を希望しない旨を申し出た場合には，当該株主が所持していた株券は，株主名簿に株券を発行しない旨を記載・記録した時において，無効となる（同条５項）。

イ．**誤**　株券発行会社は，219 条各号に該当する場合は，当該行為の効力が生ずる日までに当該株券発行会社に対し当該各号に定める株式に係る株券を提出しなければならない旨を株券提出日の一箇月前までに，公告し，かつ，当該株式の株主及びその登録株式質権者には，各別にこれを通知しなければならない。株式に係る株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款の変更をしようとするときは，該当しない。

ウ．**正**　株券喪失登録がされた株券は，株券喪失登録日の翌日から起算して一年を経過した日に無効となる（228 条１項）。

エ．**正**　株券の効力発生時について，判例は，株券の発行とは，「所定の形式を具備した文書を株主に交付することをいい，株主に交付したとき初めて該文書が株券となるものと解すべきである。したがって，たとえ会社が前記文書を作成しても，これを株主に交付しない間は，株券たる効力を有しないことはいうまでもない」と，交付時説を採っている（最判昭40.11.16）。

以上より，正しいものはウとエであることから，正解は６となる。

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断複製・転載を禁じます。

問題 8　正解 1　　難易度 A

【出題内容】

機関

【解　説】

ア．**正**　公開会社でない株式会社であっても，監査役会設置会社又は会計監査人設置会社である場合には，監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めることができない（389 条１項かっこ書）。

イ．**正**　指名委員会等設置会社における各委員会は，取締役３名以上で組織され，その過半数は社外取締役でなければならない（400 条１項３項）。

ウ．**誤**　監査役会設置会社においては，監査役は３人以上で，その「半数以上」は社外監査役でなければならない（335 条３項）。

エ．**誤**　監査等委員会設置会社では，監査役会設置会社（390 条２項２号３項）とは異なり，常勤の監査等委員の選定は義務づけられていない。

以上より，正しいものはアとイであることから，正解は１となる。

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断複製・転載を禁じます。

問題 9　正解 4　　難易度 A

【出題内容】

株主総会

【解　説】

ア．**誤**　株主による株主総会の招集は，取締役に対し，株主総会の目的である事項及び招集の理由を示さなければならず，また，まずはその招集を請求するものとされ，招集の請求を経ずに自ら招集できるわけではない（297 条１項４項）。

イ．**正**　取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において，当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは，当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす（319 条１項）。

ウ．**正**　取締役会非設置会社であったとしても，書面投票・電子投票による議決権行使を定めた場合は，株主総会の日の２週間前までに招集通知を発出しなければならない（299 条１項かっこ書）。

エ．**誤**　株主総会は，株主の全員の同意があるときは，招集の手続を経ることなく開催することができるが，書面投票・電子投票による議決権行使を定めた場合は，この限りでない（300 条ただし書）。

以上より，正しいものはイとウであることから，正解は４となる。

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断複製・転載を禁じます。

問題10　正解　２　　難易度　Ａ

【出題内容】

株主総会

【解　説】

ア．**正**　株主総会決議の不存在の確認の訴えは，確認の利益を有する限り，誰でも提起することができる（830 条１項）。

イ．**誤**　公開会社の株主総会では，株主総会の目的である事項として株主総会の延期を定めていなくても，株主総会の延期を決議することができる（317 条）。

ウ．**正**　監査役の解任には株主総会の特別決議が必要であり（339 条１項，309 条２項７号），特別決議の定足数は，定款の定めによっても，議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１未満の割合とすることはできない（309 条２項前段かっこ書）。

エ．**誤**　取締役会設置会社の株主総会は，株主総会の目的である事項以外は決議できない（309 条５項本文）が，株主総会に提出された資料を調査する者の選任（316 条１項）についてはこの限りではない（同条項ただし書）。

以上より，正しいものはアとウであることから，正解は２となる。

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断複製・転載を禁じます。

問題11　正解　2　　難易度　B

【出題内容】

代表取締役

【解　説】

ア．**正**　代表取締役が欠けた場合又は定款で定めた代表取締役の員数が欠けた場合には，任期の満了又は辞任により退任した代表取締役は，新たに選定された代表取締役（一時代表取締役の職務を行うべき者を含む）が就任するまで，なお代表取締役としての権利義務を有する（351条１項）。

イ．**誤**　代表取締役は代表権を有する（349 条１項ただし書４項）。代表取締役の代表権は，会社の業務に関する一切の裁判上または裁判外の行為に及ぶ包括的なものであり（同条４項），これを（会社が定款等で自治的に）制限することは可能だが，当該制限を容易に知りえない第三者の取引の安全を図るため，代表取締役の代表権に加えた制限は善意の第三者に対抗できないという意味で不可制限的なものである（同条５項）。

ウ．**正**　判例は，「株式会社の代表取締役が，その職務を行なうにつき不法行為をして他人に損害を加えたため，右会社がその賠償の責に任ずる場合には，右代表取締役も，個人として不法行為責任を負う。」としている（最判昭49．２．28）。

エ．**誤**　判例は，「代表取締役代行者なる名称は，会社を代表する権限を有するものと認むべき名称に該当する。」としている（最判昭44.11.17）。

以上より，正しいものはアとウであることから，正解は２となる。

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断複製・転載を禁じます。

問題12　正解 1　　難易度 A

【出題内容】

取締役会

【解　説】

ア．**正**　取締役会の招集通知の方式は法定されていない。したがって，口頭・書面等任意の方法（電話，メール，呼びかけ等）で通知すればよい。

イ．**正**　取締役会設置会社では，競業取引をした取締役は，当該取引について取締役会の承認を得たか否かにかかわらず，当該取引後遅滞なく，当該取引についての重要な事実を取締役会に報告しなければならない（365 条２項）。

ウ．**誤**　特別利害関係取締役は取締役会議決に参加できない（369 条２項）。判例によれば，代表取締役解職（362 条２項３号）における当該代表取締役本人は，特別利害関係取締役にあたるので取締役会議決に参加できないから議決権を行使することはできない（最判昭和44. 3.28）。

エ．**誤**　親会社の債権者には閲覧・謄写請求は認められていない（371 条参照）。

以上より，正しいものはアとイであることから，正解は１となる。

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断複製・転載を禁じます。

問題13　正解　2　　難易度　A

【出題内容】

監査等委員会設置会社

【解　説】

ア．**正**　監査等委員会設置会社において，取締役が会計監査人の報酬等を定める場合には，監査等委員会の同意を得なければならない（399 条１項３項）。

イ．**誤**　監査等委員会は，各監査等委員が招集することができる（399 条の８）。監査等委員会の招集については，特定の監査等委員に専属させることは認められない（383 条３項参照）。

ウ．**正**　監査等委員会設置会社において，会計監査人が職務上の義務に違反した場合には，監査委員の全員の同意により，その会計監査人を解任することができる（340条１項１号２項５項）。

エ．**誤**　監査等委員会設置会社の取締役の過半数が社外取締役である場合には，その監査等委員会設置会社の取締役会は，取締役会決議によって重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる（399 条の13第５項本文）。本問では過半数に達していないので，支店の設置に係わる決定を取締役に委任することはできない（399 条の13第４項４号）。

以上より，正しいものはアとウであることから，正解は２となる。

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断複製・転載を禁じます。

問題14　正解　5　　難易度　A

【出題内容】

会計帳簿及び計算書類等

【解　説】

ア．**誤**　株式会社は，会計帳簿の閉鎖の時から10年間，その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない（432 条２項）。

イ．**正**　議決権を行使できない株主でも，発行済株式（自己株式を除く）の100 分の３以上（定款で緩和可）の数の株式を保有していれば，会社の営業時間内であれば，会計帳簿の閲覧謄写の請求ができる（433 条１項）。

ウ．**誤**　貸借対照表や損益計算書とともに，株主資本等変動計算書も計算書類の一つであり，会計監査人の監査の対象である（436 条２項１号，435 条２項，計算規則59条１項）。

エ．**正**　事業報告の内容は，定時株主総会の承認の対象ではなく，報告事項にすぎない（438 条１項３項）。

以上より，正しいものはイとエであることから，正解は５となる。

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断複製・転載を禁じます。

問題15　正解　３　　難易度　Ｂ

【出題内容】

合同会社

【解　説】

ア．**正**　合同会社の資本金の額は登記事項である（914 条５号）。

イ．**誤**　合同会社の社員の責任は間接有限責任であり，会社債権者に直接責任を負っていない。なお，合資会社の有限責任社員の責任は直接有限責任であり，登記をする前に生じた持分会社の債務については，従前の責任の範囲内でこれを弁済する責任を負う（583 条２項）。合同会社の社員には583 条２項は適用されない（同条同項かっこ書き）。

ウ．**誤**　持分会社は，その持分の全部または一部を譲り受けることができない（587 条１項）。譲渡以外の方法，たとえば合併などによって持分会社が自己持分を取得したとしても，当該持分はその取得時に消滅する（587 条２項）。

エ．**正**　合同会社では全額払込み・全部給付制度が採用されている関係で（578 条本文），合同会社が新たに社員を加入させる場合に，新社員が当該社員に係る定款変更をした時に当該出資に係る払込み・給付の全部または一部を履行していないときは，その者は当該払込み・給付を完了した時に合同会社の社員となる（604 条３項）。

以上より，正しいものはアとエであることから，正解は３となる。

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断複製・転載を禁じます。

問題16　正解　３　　難易度　Ａ

【出題内容】

社債

【解　説】

ア．**正**　会社は，他の会社と合同して募集社債を発行すること（合同発行）ができる（676 条12号，施行規則162 条２号）。

イ．**誤**　無記名式社債の場合は，社債原簿に記載しないのだから証券の所持が社債発行会社その他第三者への対抗要件となる（688 条２項３項）。

ウ．**誤**　新株予約権付社債についての社債のみに質権を設定することはできない（267 条３項本文）。ただし，当該新株予約権付社債に付された新株予約権が消滅したときは，この限りではない（同条同項ただし書）。

エ．**正**　議決権を行使しようとする無記名社債の社債権者は，社債権者集会の日の一週間前までに，その社債券を招集者に提示しなければならない（723 条３項）。

以上より，正しいものはアとエであることから，正解は３となる。

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断複製・転載を禁じます。

問題17　正解　4　　難易度　A

【出題内容】

吸収合併

【解　説】

ア．**誤**　いわゆる，「対価の柔軟化」により，吸収型組織再編行為では対価を交付しないことも許される（無対価吸収型組織再編，749 条１項２号参照）。

イ．**正**　株式買取請求をした株主は，消滅株式会社等の承諾を得た場合に限り，その株式買取請求を撤回することができる（785 条７項）。

ウ．**正**　株式買取請求に係る株式の買取りは，効力発生日に，その効力を生ずる（788 条６項）。

エ．**誤**　吸収合併存続株式会社は，吸収合併契約等備置開始日から効力発生日後６箇月を経過する日までの間，吸収合併契約等の内容その他法務省令で定める事項を記載し，又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない（794 条１項）。

以上より，正しいものはイとウであることから，正解は４となる。

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断複製・転載を禁じます。

問題18　正解　6　　難易度　A

【出題内容】

株式移転

【解　説】

ア．**誤**　指名委員会等設置会社の取締役会は，株式移転計画の内容の決定を，執行役に委任する事はできない（416 条４項柱書ただし書23号）。

イ．**誤**　株式移転は，法定の手続が終了した場合には，株式移転設立完全親会社の成立の日（設立登記の日）にその効力を生じる（774 条１項）。

ウ．**正**　株式会社が株式移転をする場合において，株式移転計画新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権であるときには，当該新株予約権付社債についての社債権者は，当該株式移転完全子会社に対し，法定の手続に従って，当該株式移転について異議を述べることができる（810 条１項３号）。

エ．**正**　株式移転の無効の訴えの被告になるのは，株式移転をする株式会社及び株式移転により設立する株式会社である（834 条12号）。

以上より，正しいものはウとエであることから，正解は６となる。

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断複製・転載を禁じます。

問題19　正解　1　　難易度　C

【出題内容】

金融商品取引法上の金融商品

【解　説】

ア．**正**　オプションは，金融商品取引法上の金融商品である（金商法２条24項１号，２条１項19号）。

イ．**正**　通貨は，金融商品取引法上の金融商品である（金商法２条24項３号）。

ウ．**誤**　信用格付は「金融指標」であり（金商法２条25項３号），金融商品取引法上の金融商品ではない。

エ．**誤**　国債証券の利率は「金融指標」であり（金商法２条25項１号），金融商品取引法上の金融商品ではない。

以上より，正しいものはアとイであることから，正解は１となる。

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断複製・転載を禁じます。

問題20　正解　５　　難易度　Ａ

【出題内容】

目論見書

【解　説】

ア．**誤**　確認書は有価証券報告書の記載内容の適正を確認した旨を記載した確認書であるから（金商法24条の４の２第１項），発行者及び有価証券の売出しをする者が，目論見書の交付に併せて，目論見書の記載内容に係る確認書を交付する必要はない。

イ．**正**　何人も，有価証券の募集又は売出しのために，虚偽の記載があり，又は記載すべき内容の記載が欠けている目論見書を利用してはならない（金商法13条４項）。

ウ．**誤**　何人も，金商法４条１項本文もしくは２項本文の規定の適用を受ける有価証券またはすでに開示された有価証券の募集・売出しのために，目論見書以外の文書，図画，音声その他の資料（電磁的記録に記録された情報の内容を表示したものを含む）を使用する場合は，虚偽の表示または誤解を生じさせる表示をしてはならない（金商法13条５項）。

エ．**正**　目論見書の交付請求があったにもかかわらず，これを交付せずに有価証券を取得させた者は，目論見書を交付しなかったことが故意または過失でない場合であっても，当該有価証券を取得した者に対し，これにより生じた損害を賠償する責任を負う（金商法16条）。

以上より，正しいものはイとエであることから，正解は５となる。